

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 3 1 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応終了について

新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「交付金」という。）により実施してきたところ、「新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応について（令和 7 年 2 月 12 日付け事務連絡）」により、各医療機関・薬局へ調査の上、その報告に基づき、令和 7 年 2 月 10 日に請求できず、令和 7 年 3 月 31 日までに請求を行う予定の金額について、令和 7 年 5 月末までを事業完了予定日として、交付金の事故繰越による対応をお願いしたところです。

今般、事故繰越による対応をもって交付金が終了することに伴い、公費支援は令和 7 年 3 月診療分の請求をもって終了となります。

これに伴い、審査支払機関においては、医療機関・薬局からの令和 7 年 4 月診療分以降の請求を受け付けないこととなります。

については、各都道府県におかれましては、管内医療機関・薬局に対しその旨周知いただくとともに、事故繰越の対象分について未請求がある医療機関・薬局に対しては、令和 7 年 3 月診療分で必ず請求いただくよう案内方お願いいたします。

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当

メール：ncov-koufukin@mhlw.go.jp